

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 桜井製作所
代表者名 代表取締役社長 櫻井 成二
(JASDAQコード番号: 7255)
問合せ先 取締役総務部部長 市川 彰
電話番号 053(432)1711

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 68 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条第 2 項の新設及び第 34 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 27 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) (新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第34条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (現行通り) 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第34条 (現行通り) 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>